

2017年12月8日

金融担当大臣
麻生 太郎 殿

全国金融労働組合連合会
中央執行委員長 中島 康隆

要 請 書

金融庁が今年3月末に公表した「顧客本位の業務運営に関する原則」は、私たちのこれまでの主張が反映されたものとして、大いに評価しているところです。

しかしながら、アベノミクスは大企業や一部の富裕層には利益の増大をもたらしたものの、地域経済の疲弊はより深刻なものとなり、中小業者の営業は改善されず、労働者の実質賃金も減少したままです。そのうえマイナス金利政策が続けられたため、地域金融機関は収益悪化が加速しています。そのため金融の職場では、人減らしともあいまって、せつかく金融庁が打ち出した「顧客本位」と金融機関の「収益力強化」のはざまで、矛盾が広がっています。

投資信託など金融リスク商品や、高金利のカードローンなどのノルマ推進は、現場で「顧客本位」が、画に書いた餅になろうとしています。

顧客のニーズよりも収益目標の達成が最優先される現場では、金融機関にとって「もうかる金融商品」の販売手法が、顧客からの苦情・トラブルの要因にもなっています。

労働者は過重労働で心身ともに追い詰められ、精神的疾患（うつ病など）の発症や、長期休職や離職が後を絶たず、過労死・過労自殺も出るほどに職場の実態は悪化しています。

私たちは、地域金融機関が本来の社会的役割を果たし、健全で民主的に発展することをのぞむ立場から、次の通り要請いたします。

記

1. 「顧客本位」の金融庁方針の観点からも次のような金融商品の「目標」という名のノルマ販売実態の改善を指導されること。

●投資信託・保険商品などの金融リスク商品の販売にあたっては、販売手数料率の高い商品販売に偏重することなく、顧客の商品選択の自由を保障すること。

●消費者ローン・カードローンなどの販売にあたっては、適用金利・保証会社・保証料率を明示し、顧客の了解のもとで融資を行うこと。

●カードローンの審査にあたっては、貸金業法の「総量規制」に準じた規制を行うこと。

2. 地域性を希薄にし、利用者・労働者に犠牲を強いるべきではないという観点からも、公正取引委員会が「独占の利益に頼って地域の金融システムを維持する考え方は決して適切でない」と指摘している、地方銀行の経営統合を見直すこと。

3. 公益通報者を保護し、自主的な経営チェックが行なえるような環境づくりを指導すること。

4. 金融機関の12月30日の休日化の実現に努力すること。

5. 金融機関を監督する立場から、労働争議の解決に向けた労働組合との団体交渉にさえ応じようとしない、渡島信金と福井信金に対して、争議の解決を指導されること。

6. 金融庁が公益通報を無視し、経営者による不正融資を長きに渡って放置してきた、旧・武生信金経営者への責任追及、および貴庁自らの監督責任を明確にされること。

以 上